



新・介護保険 を考える 6

一居宅介護サービスの 移り変わりー



理事長 鈴木 恂子

	平成 12 年度施行（第 1 期） 2000 年 4 月 1 日～2003 年 3 月 31 日	平成 15 年度施行（第 2 期） 2003 年 4 月 1 日～2005 年 9 月 30 日	平成 18 年度施行（第 3 期） 2006 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日
居宅サービス	①訪問介護 イ. 身体介護中心 ロ. 家事援助中心 ハ. 介護家事複合型	ロ. 生活援助 ハ. 通院時乗降介助	
	②訪問入浴介護		
	③訪問看護 イ. 訪問看護ステーション ロ. 病院又は診療所		
	④訪問リハビリテーション		
	⑤居宅療養管理指導 イ. 医師又は歯科医師		
	ロ. 薬剤師 ハ. 管理栄養士 ニ. 歯科衛生士等	ロ (1) 医療機関の薬剤師 (2) 薬局の薬剤師	
	⑥通所介護 イ. 単独型 ロ. 併設型 ハ. 痴呆専用単独型 ニ. 痴呆専用併設型		イ. 小規模型 ロ. 通常規模型（大規模減算あり）
	⑦通所リハビリテーション イ. 通常規模医療機関 ロ. 小規模診療所 ハ. 介護老人保健施設		ハ. 療養通所介護
	⑧短期入所生活介護 イ. 単独型 ロ. 併設型	単独型 併設型 単独型小規模生活単位型 併設型小規模生活単位型	イ. (1) 単独型（従来型個室・多床室） (2) 併設型（従来型個室・多床室） ロ. (1) 単独型ユニット（個室・準個室） (2) 併設型ユニット（個室・準個室）
	⑨短期入所療養介護 イ. 介護老人保健施設		イ. (1) 介護老人保健施設（従来型個室・多床室） (2) ユニット型老健（個室・準個室） (3) 日帰りショート ロ. (1) 病院療養病床（従来型個室・多床室） (2) 病院療養病床経過型 (3) ユニット型病院療養病床（個室・準個室）
	ロ. 療養病床を有する病院		(4) 日帰りショート ハ. (1) 診療所療養病床（従来型個室・多床室） (2) ユニット型診療所療養病床（個室・準個室） (3) 日帰りショート ニ. (1) 認知症疾患型 (2) 認知症疾患型経過型 (3) ユニット型認知症疾患型（個室・準個室） (4) 日帰りショート ホ. (1) 基準適合診療所（従来型個室） (2) 基準適合診療所（多床室） (3) 日帰りショート
	ハ. 療養病床を有する診療所		
ニ. 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院			
ホ. 基準適合診療所			
ヘ. 介護力強化病院			
⑩痴呆対応型共同生活介護			
⑪特定施設入居者生活介護 イ. 特定施設入居者介護（有料老人ホーム）		イ. 特定施設入居者生活介護 ロ. 外部サービス利用型	
⑫福祉用具貸与 ・車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・じょく・瘡子防（床ずれ防止）用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・痴呆性（認知症）			

	平成 21 年度施行（第 4 期） 2009 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日	平成 24 年度施行（第 5 期） 2012 年 4 月 1 日～		
地域密着型サービス		ハ. 定期巡回随時対応連携	介護保険制度は、平成 12（2000）年 4 月に施行され、3 年ごとに保険給付の見直しと制度改定が行われました。居宅サービスは、12 種類でスタートしました。第 3 期の改定で、地域密着型サービスとなった痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）以外の 11 種類は名称はそのまま現在に継続していますが、内容については大きく変化していません。	
			特に第 3 期を境に大きく変化していることが色の変化で見てとることができます。	
		イ. 医師 ロ. 歯科医師 ハ. (1) 医療機関の薬剤師 (2) 薬局の薬剤師 ニ. 管理栄養士(1) 同一建物居住者以外 (2) 同一建物 ホ. 歯科衛生士等 ヘ. 看護職員		訪問介護の家事（生活）援助を例に、その変化を整理します。
				訪問介護 （ホームヘルパーの訪問）
		ハ. 大規模型 I ニ. 大規模型 II ホ. 療養通所介護		イ. 身体介護、ロ. 家事援助、ハ. 介護家事複合型の 3 種類でスタートした訪問介護は、【第 2 期】に家事援助は生活援助になりましたが、時間制限はありませんでした。
		イ. 通常規模型 ロ. 大規模型 I ハ. 大規模型 II		【第 3 期】には、身体介護重視になり、生活援助が 1 時間未満と 1 時間以上の二種類になり、利用時間が大きく制限されました。
				【第 4 期】には、生活援助は一人暮らし、家族が障害疾病等のため家事を行うことが困難な場合に利用が可能となりました。
		(4) ユニット型病院療養病床経過型 (5) 日帰りショート		【第 5 期】の生活援助は、20 分以上 45 分未満と、45 分以上となりました。ただし身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、最大 45 分以上 70 分未満があります。
				ちなみに第 3 期以降、多くの自治体では生活支援事業としてヘルパー派遣事業等を開始しましたが、要件等があわず必ずしも定着浸透せず、地域に家事援助の有料事業所が増加しました。
			ハ. 短期利用 (追加) 自動排泄処理装置 定期巡回随時対応型訪問看護介護（☆） イ. 一体型 ロ. 連携型	第 3 期は、持続可能な制度が目標となり、予防給付の創設や自治体事業となる地域密着型サービスが新設されました。認知症対応の通所介護も自治体の指定になりました。
				地域密着型の新しい事業のうち、（☆）は自治体が一定の範囲内で上乗せ報酬額を設定できることになりました。
			イ. 地域密着型特定施設入居者介護 ロ. 短期利用	小規模多機能型居宅介護などのサービス提供は事業所主体となり、ケアマネジャーの給付対象にはなりません。
			複合型サービス（☆）	